

欧州における我が国格付会社規制の同等性評価の進展状況

1. 概要

(1) 格付会社に関する欧州議会及び理事会規則（2009年11月公布）では、格付会社は、規制目的で利用される格付を発行するためには、登録を受けなければならないとされ、欧州連合（EU）域内で設立された法人であること等が登録の要件とされている。

(2) EU域外の格付会社の格付については、①EU域内のグループ会社（本規則により登録された格付会社）により承認を受けた場合、②EU加盟国より個別に格付利用を認めるための証明を受けた場合のいずれかの場合に限り、EU域内における規制目的での利用が可能とされ、②の証明の要件として、EU域外の格付会社が母国当局において登録・監督され、欧州委員会（EC）により当該母国の法律・監督上の枠組みが本規則と同等と評価されること等が定められている。

（注）例えば、EU域内に拠点のない我が国の格付会社の格付について、引き続きEU域内における規制目的での利用が可能となるためには、上記②の証明が必要となる。

(3) EUによる同等性評価に関しては、事前にCESR（欧州証券規制当局委員会）による技術的分析を受けることが前提とされている。金融庁は、EU規則との同等性評価を得るため、CESRに対して情報提供をする等の取り組みを行ってきたところ。

2. CESRの技術的助言の公表

CESRは、2010年6月9日、我が国の格付会社規制の同等性に関する技術的助言に係る報告書を公表した。同報告書において、我が国の格付会社の規制・監督の枠組みは、概して欧州規制の枠組みと同等であるとの結論が得られている。

さらに同報告書では、「日本の枠組みは包括的であり、また、多くの点において、欧州規則に類似していると考えられる。日本の規制には、欧州規則の目的が達成されない分野や、欠点は見られない。したがって、欧州委員会による同等性の決定の目的で、CESRが日本の規制・監督の枠組みについて提言することは、総じて何もない。」とされている。

(参考) CESR は、2010 年 5 月 21 日、米国の格付会社規制の同等性に関する技術的助言に係る報告書を公表した。同報告書において、米国の格付会社の規制・監督の枠組みは、概して欧州規制の枠組みと同等であるとされている。

なお、同報告書では、「欧米間の規制・監督の枠組みには、主に格付の開示、格付及びメソドロジーの品質に関する問題等いくつかの差異が存在している。CESR は、両制度間で特定された差異について、更なるコンバージェンスを可能とするような取組みを推奨する。そのような差異は、将来的に SEC 規則を改正することによって、コンバージェンスが可能であると考えられる。米国の制度は、欧州の関連目的を達成するという観点から、ある分野ではより強固であるが、他の分野ではより脆弱なものとなっている。」とされている。

3. 今後の見通し

今後、EC において、同等性評価の最終決定に向けて検討が行われる見通し。

(以上)